

2

平成 2 2 年第 1 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

平成 2 2 年 1 月 2 9 日

目 次

議第 1 号	東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する 条例を廃止するについて	1
議第 2 号	東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するに ついて	2
議第 3 号	東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の 特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正 するについて	3
議第 4 号	東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正するに ついて	4
議第 5 号	東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するに ついて	5
平成 2 1 年度会計別補正予算表		6
平成 2 2 年度予算総括集計表		7

議第 1 号

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止するについて

【廃止趣旨】

平成 22 年 4 月 1 日から視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を共同処理する事務から削り、教材等について各市へ移管することに伴い、東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止するもの。

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

【その他】

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を共同処理する事務から削る規約の変更については、平成 21 年 10 月 28 日付け東広総企第 45 号により岐阜県知事に申請し、平成 21 年 11 月 10 日付け岐阜県指令市町村第 785 号により許可された。

議第 2 号

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、視聴覚ライブラリーの職員定数の規定を削る。

【改正内容】

職員定数を定めている表から視聴覚ライブラリーの項目を削る。(第 2 条関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
(第 1 条 略) (定数) 第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。			(第 1 条 略) (定数) 第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		
区	分	定数	区	分	定数
東濃西部広域行政事務組合	事務局の職員	6 人	東濃西部広域行政事務組合	事務局の職員	6 人
東濃看護専門学校	の職員	13 人	東濃西部視聴覚ライブラリー	の職員	2 人
東濃西部少年センター	の職員	3 人	東濃看護専門学校	の職員	13 人
			東濃西部少年センター	の職員	3 人
(以下 略)			(以下 略)		

議第 3 号

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

視聴覚ライブラリーの廃止に伴い、視聴覚ライブラリー運営審議会も廃止されるため、条例から同審議会の規定を削るもの。

【改正内容】

非常勤特別職職員の報酬額及び費用弁償を定める別表から、視聴覚ライブラリー運営審議会を削る。(別表関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
(本則及び附則 略)				(本則及び附則 略)			
別表(第2条、第4条関係)				別表(第2条、第4条関係)			
区 分	報酬額		費用弁償	区 分	報酬額		費用弁償
(略)				(略)			
東濃西部広域 圏計画審議会 委員	日額	8,000 円	多治見市 非常勤の 特別職職 員の例に よる。	東濃西部広域 圏計画審議会 委員	日額	8,000 円	多治見市 非常勤の 特別職職 員の例に よる。
東濃看護専門 学校運営協議 会委員				視聴覚ライブ ラリー運営審 議会委員			
東濃西部少年 センター運営 協議会委員				東濃看護専門 学校運営協議 会委員			
東濃西部広域 行政事務組合 情報公開・個人 情報保護審査 会委員				東濃西部少年 センター運営 協議会委員			
(略)				東濃西部広域 行政事務組合 情報公開・個人 情報保護審査 会委員			
(略)				(略)			

議第 4 号

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計を廃止するため、所要の規定を削るもの。合わせて、東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出の規定を追加するもの。

【改正内容】

- 1 特別会計から東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計を削り、同会計の歳入歳出の規定を削る。(第 1 条第 1 号、第 2 条関係)
- 2 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出の規定を追加する。(第 5 条関係)

【施行日】

- 1 本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。
- 2 改正前の条例第 1 条第 1 号の東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計に係る平成 21 年度の会計処理については、当該会計処理が終了するまでの間、共同処理する事務として行うものとする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条において準用する同法第 209 条第 2 項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 東濃看護専門学校事業特別会計</p> <p>(2) 東濃西部少年センター事業特別会計</p> <p>(3) 東濃西部ふるさと活性化基金特別会計</p> <p>(4) 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計</p> <p>(東濃看護専門学校事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(東濃西部少年センター事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(東濃西部ふるさと活性化基金特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 5 条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計においては、<u>分担金、その他附属収入をもってその歳入とし、奨学資金等貸付事業費、その他諸支出をもって歳出とする。</u></p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条において準用する同法第 209 条第 2 項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計</p> <p>(2) 東濃看護専門学校事業特別会計</p> <p>(3) 東濃西部少年センター事業特別会計</p> <p>(4) 東濃西部ふるさと活性化基金特別会計</p> <p>(5) 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計</p> <p>(視聴覚ライブラリー事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 2 条 東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計においては、<u>分担金、その他附属収入をもってその歳入とし、視聴覚教育費その他の諸支出をもってその歳出とする。</u></p> <p>(東濃看護専門学校事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(東濃西部少年センター事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(東濃西部ふるさと活性化基金特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

議第 5 号

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、視聴覚ライブラリー運営費負担金の規定を削る。合わせて、東濃看護専門学校運営費負担金の学生数割の規定を明確にする。

【改正内容】

- 1 視聴覚ライブラリー運営費負担金の項目を削る。(第2条の表関係)
- 2 東濃看護専門学校運営費負担金の学生数割の学生数について、構成市内の医療機関等に勤務する学生の数とする。(第2条の表備考第2号関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成22年4月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
(第1条 略) (分担金の分賦) 第2条 分担金の分賦は、次の表に定めるところによる。			(第1条 略) (分担金の分賦) 第2条 分担金の分賦は、次の表に定めるところによる。		
費用項目	負担区分		費用項目	負担区分	
一般経費負担金	均等割	100分の60	一般経費負担金	均等割	100分の60
	人口割	100分の40		人口割	100分の40
看護専門学校運営費負担金	所在市特別負担金	100分の40	視聴覚ライブラリー運営費負担金	均等割	100分の10
	所在市以外人口割	100分の30	人口割	100分の90	
	学生数割	100分の30	看護専門学校運営費負担金	所在市特別負担割	100分の40
(以下略)			所在市以外人口割	100分の30	
			学生数割	100分の30	
(以下略)			(以下略)		
備考			備考		
1 略			1 略		
2 学生数割は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在における構成市内の医療機関等に勤務する学生の割合による。(以下略)			2 学生数割は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在における学生の割合による。(以下略)		

平成21年度 補正予算総括集計表

(単位 千円)

議案番号	会 計 名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第 6号	一 般 会 計	補正第1号	262,493	2,873	259,620
議第 7号	視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー 事 業 特 別 会 計	補正第1号	2,243	1,326	917
議第 8号	ふ る さ と 活 性 化 基 金 特 別 会 計	補正第1号	10,976	7,480	18,456
議第 9号	東 濃 看 護 専 門 学 校 事 業 特 別 会 計	補正第1号	140,490	5,185	135,305
議第10号	少 年 セ ン タ ー 事 業 特 別 会 計	補正第1号	13,967	0	13,967
合 計			430,169	1,904	428,265

平成22年度 予算総括集計表

議案番号	会 計 名	歳 入 ・ 歳 出 (単位 千円)			増減率
		本年度予算額	前年度予算額	比 較	
議第11号	一 般 会 計	232,157	262,493	30,336	11.6 %
	視聴覚ライブラリー事業特別会計	0	2,243	2,243	皆減
議第12号	ふるさと活性化基金特別会計	20,301	10,976	9,325	85.0 %
議第13号	東濃看護専門学校事業特別会計	134,888	140,490	5,602	4.0 %
議第14号	少年センター事業特別会計	13,764	13,967	203	1.5 %
議第15号	医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	131,105	88,764	42,341	47.7 %
	合 計	532,215	518,933	13,282	2.6 %